

## 第 1 章 通 則

### ○海部地区水防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 48 年 6 月 6 日  
条例第 15 号

改正 昭和 52 年 10 月 19 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 96 条第 1 項第 5 号及び第 8 号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 9,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は売払い（土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 10 月 19 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日より施行する。